

立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）  
個人研究費  
2007年度研究成果報告書

研究代表者	所属職名	氏名
	法学部・教授	吉岡知哉 印
研究課題	近代政治思想における政治と宗教の関係	
研究期間	2007年度	
研究経費	500,000円	

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフは使用しないこと)

本研究は、宗教の問題を近代政治思想の体系の中に位置づけ、その意義を探ることを主眼とする。政治と宗教との関係については、主としてイスラム問題を中心として関心が高まっているものの、宗教問題をヨーロッパ政治思想の問題として歴史的に考察しようとするものは必ずしも多くはない。これは、ヨーロッパにおいて、キリスト教があまりに自明のものとなっているからであろう。しかし、近代政治思想において宗教がどのようなものとしてとらえられ、政治社会の構想にどのように位置づけられているかを明らかにすることは、近代政治の諸原理、近代国家と市民社会の本質を理解するためにはきわめて重要である。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入)

[ 政治 ] [ 宗教 ] [ 国家 ]

**研究成果の概要** (図グラフ等使用しないこと)

## 1. 前提

## 1-1. 宗教的寛容

ヨーロッパ中世世界はキリスト教共同体 (*corpus christianum*) としての統一性のもとにあったが、その解体過程は、一方で信仰世界と世俗世界との分離を、他方で信仰世界の分裂を引き起こした。前者は世俗権力の伸張・拡大であり、後者は宗教改革によるキリスト教の「複数化」の現出である。もとよりこの2つは密接に関連しており、実際、ヨーロッパの16・17世紀は世俗国家内部、世俗国家間の宗教戦争の時代となった。

宗教戦争を克服する過程で成立してくるのが近代主権国家である。

ジャン・ボダンに典型的に見られるように、主権論は一方で抵抗権を否定するとともに、他方で寛容の主張と結びつく。宗教的内乱を克服するためには、権力の正統性根拠を宗教的価値から(一定程度)切り離すことが不可欠であったが、しかし、目指されたのはあくまでもキリスト教国家であり、無神論、イスラム教徒、ユダヤ教徒は排除の対象であった。

この点で、「宗教的寛容」は、正統な権力と結びついた宗教・宗派を基軸として、それ以外の宗教・宗派を序列化し、寛容の対象と非対象とを選別するものであって、のちに問題となる「宗教的自由」とは異なる物であることに注意すべきであろう。そのかぎりでは、宗教的寛容の主張は、*cuius regio, eius religio* の原則に反するものではない。換言するならば、主権とは、何がその国家の宗教であるかを決定する権力として成立したのである。

何がその国家の宗教であるかを決定する権力としての主権の根拠はなにに求められるべきか。実際にはデファクトな暴力であったと言えようが、新たな正統性の根拠が求められる。

## 1-2. 王権神授説

宗教戦争を克服して主権を中心とする国家的秩序を形成する過程において、宗教的寛容は一定の政治的機能を果たした。しかし成立して間もない主権国家にとって、寛容が権力の根拠になりうるわけではない。

王権神授説は、現に主権者=君主である国王を彼の持つ権力の「起源」によって根拠づける。神によって与えられた支配権(起源)が、歴史的に継承され(伝統)、現に存在する国王(現在の事実)のもとにある。ここに、政治権力によって正統化された宗教が、政治権力を正統化するという論理の循環が成立することになる。

## 2. 契約説と宗教

## 2-1. 二重契約説

政治権力の正統性を、単なる事実によってでもなくまた伝統によってでもなく根拠づけるための論理として重要となるのが契約説である。現に存在する政治権力の契約による法的説明として最も洗練された議論が二重契約説である。

二重契約説は、人民をいわば法人として統合する統一契約と、人民と君主との間の契約としての支配・服従契約との二つの契約によって、国家の成立根拠と主権の制約とを同時に説明する。その際契約を担保するのは法理的には *pacta sunt servanda* の原則であり、同時に神意に基づく自然法である。

二重契約説においては、一方当事者である君主の存在はあらかじめ想定されており論理の外に置かれている。この論理は近代初期の抵抗権論を根拠づけるとともに、立憲君主制の法論理として機能することになる。

## 2-2. 社会契約説

アприオリな社会性を前提とせず、自然条件(理性と情念)のみを根拠に政治社会の秩序を構成する論理を組み立てたという点で、ホッブズは画期的であった。『リヴァイアサン』においてホッブズが「設立によるコモンウェルス」と「獲得によるコモンウェルス」とを分けて論じている点、また、同書後半が宗教論、教会論である点は重要である。ここに政治権力の正統性根拠を宗教に置くことなく、教会を政治権力の枠内に組み込む論理が提示される。

しかし、ホッブズの論理が、契約によって国家を成立させるだけでなく、まさにその契約によって成立した国家権力の恐怖によって、契約の遵守が強制されている点に注意しなければならない。社会契約説の基盤は実は脆弱であると言うことが出来よう。

**研究成果の概要** (おま)

、ロックの場合、契約による国家以前の状態（自然状態）に、非権力的社会関係を組み込むことによって、政治権力の規制と政治社会全体の安定性を担保する。政治権力は、自然状態に分裂を持ち込む人間を規制する権力として契約によって設立される。これによって政治権力は宗教と切り離され、宗教の問題は基本的に社会の問題となる。

しかし同時にこのことは、「勤勉で理性的」な人間とそうでない人間とを区別するとともに、キリスト教から「合理性」を救済しつつ他方でイデオロギーとしての役割を担わせることとなる。

ホブズはコンフェッショナリズムを克服するために宗教と政治権力とを分断する必要があるとあり、ロックは権力が宗教的正統性を詐称することを防がなければならなかったと言えようが、いずれにしても、政治権力は論理的に宗教的価値から切り離され、信仰の問題は私的な領域へと持ち込まれることとなる。

**3. 国家と宗教****3-1. 啓蒙主義**

絶対主義国家として成立する近代主権国家は、国家機構として常備軍と官僚制を持ち、公認宗派のキリスト教を国家宗教とする。この時、政治権力への批判は国家宗教への批判として展開されざるを得ない。

宗教戦争期の対立が国家宗教の地位をめぐる「正しい宗教」間の対立であり、それを克服するのに世俗権力の登場を促すことになったのに対し、18世紀においては、宗教それ自体が相対化されていくことになる。

自然科学の発達、経済の発展、非キリスト教世界への視野の拡大は、この傾向を推進する。理神論は無神論への道を開き、自然宗教論は制度的宗教の解体を促すのである。これに伴って、宗教的寛容は宗教的自由へと変容すると言えよう。

**3-2. 市民と人間**

社会契約説が、個人の利益と意志とを前提にして成立するのであるならば、社会契約によって成立した国家共同体は、常に個人の利害にさらされることになる。社会契約の論理を徹底させたルソーは、『社会契約論』の最後に、個人の利害と意志とを共同体に方向づけるものとして、「公定宗教」を提示する。しかし公定宗教の中心的教義は社会契約の神聖性 (*pacta sunt servanda*) であって、国家共同体そのものの神聖性ではない。一方、「サヴォアの助任司祭の信仰告白」(『エミール』) に示される自然宗教も、個別政治共同体への忠誠、心情的愛着を醸成するものではない。その意味では、ルソーにあっては、宗教が直接政治性を持つのではないと言えよう。祖国愛の基礎となるのは、むしろ夫婦愛を核とする家である。

**3-3. 革命と教会**

17世紀の2つのイングランド革命が、コンフェッショナリズムの要素を色濃く持っているのに対し、フランス革命は教会に対する攻撃を伴った。トクヴィルは、フランス革命は制度化された教会に対する攻撃であって、宗教としてのキリスト教に対するものではないと考えたが、国家と教会の分離はその後、近代国民国家の政治原則となっていく。

革命によって教会が担っていた世俗的役割が国家の手に移り、出生、結婚、死亡、貧者の救済等、個々の人間(国民)の管理システムが国家によって担われることになる。一方、革命祭典は伝統的な宗教儀式を模倣する形式で展開された。国民国家がそれ自体としての神聖性を獲得するのに、このことの持つ意味は大きいと考えられる。

**4. ナショナリズムと宗教**

19世紀以降については、ナショナリズムと宗教との関係をどのようにとらえるかが問題となる。その際、国民国家内部の階級的・地域的対立、ヨーロッパ内の国民国家間の対抗、非ヨーロッパ地域におけるヨーロッパ諸国の対立、ヨーロッパ諸国と非ヨーロッパ諸国の対立など、いくつかの対立軸を想定する必要がある。宗教はナショナリズムの源泉のひとつと考えるべきなのか、ナショナリズムは宗教の一形態なのか、などの本質的問題はなお今後の課題としたい。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多  
場合は主要なものを選択してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)